



本部くらしの委員会 主催 くらしのスキルアップセミナー便り

2010年度第8回くらしのスキルアップセミナー

《おもしろ年金セミナー》

講師 原 令子氏

(株)JEサポート代表取締役・社会保険労務士原令子事務所所長)

- ◇ 日時 2011年 2月23日(水)10:00~12:00
- ◇ 会場 アバンセ第3研修室
- ◇ 参加者 65名 ○ 共催 コープ共済連

この記事を読んで
お友達や家族と
年金のお話を
してください!



平成23年2月23日に佐賀市アバンセにおいて、(株)JEサポート代表取締役、社会保険労務士原令子事務所所長 原令子氏を講師に「おもしろ年金セミナー」の講演会を、コープ共済連と共催で行いました。佐賀県内より、20代~70代までと、年齢層も幅広く65名の参加がありました。



【講演要旨】



サブテーマは『「ねんきん定期便」をもとに考える、安心生活設計のヒント』でした。まずは、「ねんきん定期便」が50歳以上と未満では、内容が異なる事を説明されました。次に、公的な年金制度のあらましの説明があり、保険料の免除措置がある事や公的年金制度のありがたさのお話もされました。また、何歳からどんな年金が受け取れるのか、年金の計算はどのようにするのか、の説明がありました。

老後の生活設計を考えるには、「ねんきん定期便」の年金の見込み額を年齢ごとに書き出してみて、希望生活費との差額や、資産残高を年ごとに書き出し、表にしてみると、老後資金の過不足がわかります。不足している場合の対策は、働く・節約する・自助努力(民間の個人年金など)の3つだそうです。

60歳以降の働き方の違い(保険の加入の違い)により、高年齢雇用継続基本給付金が出たり、年金が一部または全部が支給停止になる事がある、等の説明もありました。

60歳以降の再就職の考え方は、年金のカットにこだわらず、働く。給料の額にこだわらず、働く。年金がカットされても厚生年金に加入する方が有利なケースもある。ということでした。

制度についての知識があれば、自分にとって有利な働き方を選択できるそうです。

老後に備えるため、帰宅後、「ねんきん定期便」を見ながら、自分のシュミレーションを書いてみることを勧められました。制度が複雑で分かりにくい年金制度をわかりやすく、また暗くなりがちな老後の生活設計を巧みな話術で明るくお話してくださいました。

最後に、「老後に大切なのはお金だけではなく、夫婦の関係も大事ですよ。今日からでも『ありがとう』を言いましょう。」と、先生のご両親のお話をしてくださったのが心に残りました。

《講演メモ》

○「ねんきん定期便」は、誕生月に郵送で届く。

50歳以上は、現状のまま60歳まで保険料を納めたと仮定したときの、年金の支給見込み額が記載されている。50歳未満は現在まで納めた保険料で計算した年金額が記載されている。



○公的年金は、20歳以上60歳までの全員が加入する国民年金と、会社員の加入する厚生年金、公務員等の加入する共済年金等の2階建てになっている。

○会社員や公務員は、国民年金の第2号被保険者。第2号被保険者の被扶養配偶者は、第3号被保険者。第2・3号以外の方は第1号被保険者となり、第1号被保険者のみ保険料を各自で納める。

○国民年金は、25年加入していないと老齢基礎年金の受給資格が得られない。1年加入すると約2万円/年の年金額となる。

○学生や保険料の納付が困難な時は、納付猶予などの免除措置がある。この手続きをしておけば、加入年数にカウントされ、万一障害を負った時には障害基礎年金がもらえるので、必ず手続きをしておく。

○世代ごとの保険料負担と年金給付額は、どの年代でも負担額より給付額の方が多くなる。公的年金の破たんは無いので、保険料は滞納することなく納めたほうがよい。

○何歳からどんな年金が受け取れるかは、国民年金の加入期間、厚生年金の加入期間、生年月日などで変わってくる。

○60歳からの働き方の違いは、保険の加入の違い。

目安として、1週間の所定労働時間が20時間以上なら、雇用保険に加入できる。1日の労働時間が6時間以上、かつ1ヶ月の労働日数が15日以上であれば厚生年金に加入できる。

雇用保険に加入し、条件を満たせば、高年齢雇用継続基本給付金が受給できる。

厚生年金に加入すると、年金額の一部または、全部が支給停止になる事がある。(裏を返せば、加入しなければ、年金は丸々もらえる。)

つまり、雇用保険に加入し、厚生年金には加入しない程度に働くとお得になる事が多い。

○しかし、厚生年金に加入した方が有利になるケースが2つある。



《ケース1 目指せ、44年》

厚生年金に44年加入すると長期加入者の特例があり、定額部分で80万円/年、加給部分(対象者がいる場合)で40万円/年が65歳になるまで受給できる。厚生年金の加入期間が、60歳時点で42年の方が62歳まで加入すると44年となる。その後、退職、または勤務時間・勤務日数等を短縮するなど厚生年金の被保険者資格を喪失すると、資格を喪失した月の翌月から長期加入特例の金額が加算された年金額が受給できる。

《ケース2 目指せ、妻が60歳》

妻が60歳未満の場合、夫が厚生年金の被保険者資格を失うと、妻は国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者になり、国民年金の保険料を納める必要が出てくる。継続して厚生年金に加入して働けば、妻は3号で保険料を自己負担する必要が無い。(夫が65歳になると国民年金の第2号被保険者から受給者と変わるので、厚生年金に加入していても妻は1号に変わる。)

○60歳以降の再就職の考え方

- ・年金のカットにこだわらず、働く！年金がカットされても、働いた方が総収入はアップする。
- ・給料にこだわらず、働く！再就職の給料が低額でも、働けば老後は確実に安定する。
- ・年金がカットされても厚生年金に加入する方が有利なケースがある。